

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

わが国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は平成 28 年から3年連続で低下し、平成 30 年では 1.42 となっています。

子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けており、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育て不安を抱える保護者が増加しているなど、社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

国では、平成 27 年度から、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための新たな制度が開始されています。また、平成 28 年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率 1.8」の実現に向け、多様な保育サービスの充実や働き方改革の推進等、多角的な視点から対応策を講じる方針が掲げられています。さらに、令和元年5月に可決・成立した「改正子ども・子育て支援法」を根拠法とし、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施されています。

また、子どもの貧困対策については、令和元年6月に可決・成立した「改正子どもの貧困対策推進法」において、市町村の「子どもの貧困対策計画」の策定が努力義務となり、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する動きが進められています。

浜田市（以下「本市」という。）では、これまで「浜田市次世代育成支援行動計画」（平成 22 年3月策定）、「浜田市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年3月策定）に基づいて、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

このたび、「浜田市子ども・子育て支援事業計画」が、令和元年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、「第2期浜田市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

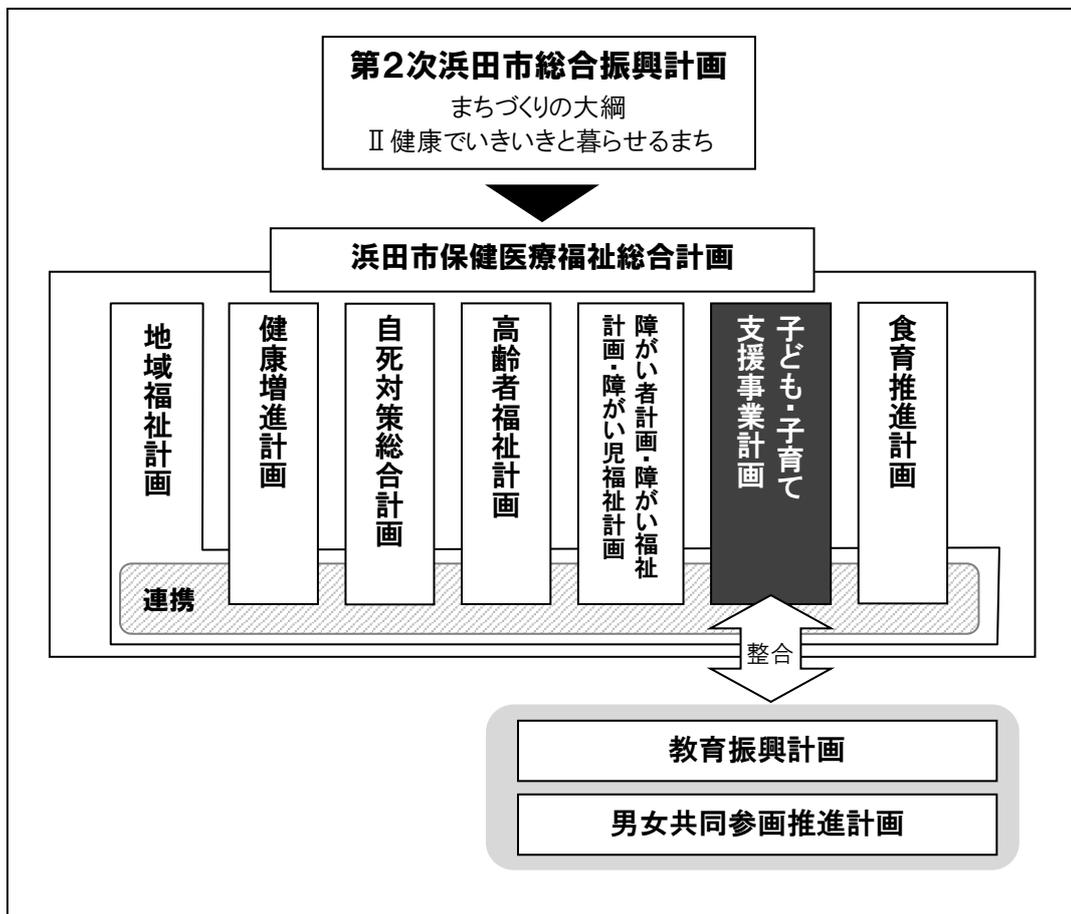
2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、本市の子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。また、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく市町村行動計画及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第 9 条に基づく市町村計画にも位置づけ一体的に策定します。

策定にあたっては、上位計画である「第 2 次浜田市総合振興計画」や、その他関連計画との整合性を図ります。

加えて、平成 30 年 9 月に文部科学省、厚生労働省から示された「新・放課後子ども総合プラン」において、市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込むべき内容が定められているため、本計画の中で定めていきます。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画の最終年度である令和6年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

(年度)

平成30 2018	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	
	第1期	第2期浜田市子ども・子育て支援事業計画							
						評価・ 次期計画策定	次期計画		

4 策定体制

本計画の策定にあたっては、浜田市子ども・子育て会議の機能を担う浜田市保健医療福祉協議会において出た有識者や教育・保育の関係者、市民等の意見を踏まえ検討・策定しました。また、重要事項や詳細な項目については、浜田市子ども・子育て支援専門部会にて協議し、保健医療福祉協議会との調整・連携を図りました。

また、市民向けのアンケート調査により把握した、子育てを取り巻く状況や子育て支援に関するニーズに加え、子育て支援団体や事業所へのヒアリング調査等により、現場の職員が認識する課題や今後のサービス意向を把握し、計画策定への基礎資料としました。また、パブリックコメントを実施することで、市民の意見を広く聴取する機会を確保しました。

■策定体制イメージ図

